

平成30年4月1日より

高齢で障害のある方の 利用者負担軽減制度

が始まりました。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担が償還されます（新高額障害福祉サービス等給付費制度）。

償還の流れ

65歳に達する前5年以上、特定の
障害福祉サービス(※1)を利用

介護保険
へ移行

特定の介護保険サービス
(※2)を利用

利用者負担を事業所等に支払

利用者負担の償還

対象のサービス

(※1)
特定の障害福祉サービス(介護保険相当障害福祉サービス)とは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所です。

(※2)
特定の介護保険サービス(障害福祉相当介護保険サービス)とは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護です。
(注)いずれも介護予防サービスを除く。

対象となる方、申請については裏面をご覧ください



対象となる方

次の①～④を全て満たす方

①	65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（表面※1 参照）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する特定の介護保険サービス（表面※2 参照）を利用すること。
②	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において区市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと（介護保険サービス利用時も同様）。
③	障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であったこと。
④	65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

【注】平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた方であっても、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降に障害福祉サービスの支給決定を受け、上記①～④を全て満たす方は対象になります。

申請について

償還の対象となるのは、平成30年4月1日以降に利用した特定の介護保険サービスに係る利用者負担分です。対象となる方には、障害施策推進課より、平成30年4月利用分以降の申請書類及び案内文をお送りしますので、お手続きください（送付時期は未定となっております）。

ただし、以下の(1)(2)に該当する方は、申請書をお送りできませんが、本制度の対象となる場合がありますので、直接下記の担当までお問合せください。

(1)65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスの支給決定を受けなかった期間があるが、上記「対象となる方」の②～④を全て満たす方

(2)60歳に達した日以降に世田谷区に転入された方で、上記「対象となる方」の①～④を全て満たす方

<制度に関するお問合せ>

世田谷区 障害福祉担当部 障害施策推進課 事業担当

電話 03-5432-2414 FAX 03-5432-3021